一般社団法人　日本医用マススペクトル学会認定
第8回「医用質量分析認定士」講習会並びに認定試験

日時：2020年9月19日（土）10：00～

第45回日本医用マススペクトル学会年会第2日目

一般社団法人　日本医用マススペクトル学会認定

第8回「医用質量分析認定士」講習会並びに認定試験実施要綱

　新型コロナウイルス感染症の拡大により、従来の対面形式に代えて「オンライン講義」並びに「オンライン試験」を実施することに決定しました。受講者の皆様には大変ご不便、ご迷惑をお掛けしますが、何卒ご了承の程お願い申し上げます。

１）講習会

＊９月１９日（土）当日は、午前１０時より「オンライン講義」を開始致します。

　各講師の持ち時間は３０分間とし、先ず５分間「講義内容の概要」ビデオを放映します。引き続いて「講義内容資料（PDF形式）」を時間内閲覧を可能と致します。

＊計４名の先生方の「オンライン講義」終了後、昼休み（１２：００～１３：００）と致します。その間は「５分間概要」ビデオ視聴、「講義内容資料」（PDF形式）の閲覧は可能です。

２）認定試験

＊９月１９日（土）当日は、試験開始時間を少し繰り上げ、１３：００開始に変更致します。

＊１３：００に各受講者に認定試験問題を掲載した「ログインURL３」送信致します。受信後、ログインし必要事項を記入の上、解答を開始して下さい。問題数は２０問、試験時間は３０分間と致します。

＊万が一、認定試験問題が受信出来ない場合は至急メール（nakanisi@osaka-med.ac.jp）にてご連絡下さい。

＊全問解答できない場合でも、１３：３５までに送信ボタンを押し認定試験を完了して頂きます様お願い致します。それ以降に送信されても、ファイルを受け取る事は出来ませんのでご注意下さい。

日本医用マススペクトル学会認定制度委員会

日本医用マススペクトル学会医用質量分析認定士制度の概要

＊医用質量分析は近年急速に進化している。質量分析技術がすでに医療に結びついている例として、
1）先天代謝異常のスクリーニングと確定診断
2）医薬品のTDM、薬物中毒診断
3）イムノアッセイに代わる臨床化学検査
4）MALDI-TOF-MSによる微生物同定　　などがある。

＊医用質量分析の対象は多様だが、分析担当者が質量分析技術の基本を理解していることが重要である点は同様であり、担当者が共通の基盤をもつ必要がある。

そこで
1）質量分析技術の初歩を学んだうえで、医用質量分析に 従事することができる人材の育成
2）臨床検査法としての質量分析技術の普及とその標準化を目的として、平成25年度から日本医用マススペクトル学会において医用質量分析認定士制度がスタートした。

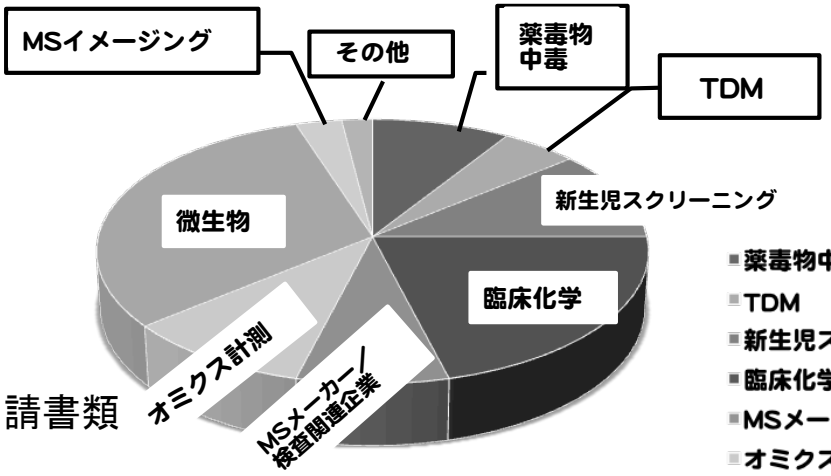

薬毒物中毒	（ 9％）
TDM	（ 6％）
新生児スクリーニング	（10％）
臨床化学	（21％）
MSメーカー／検査関連企業	（ 8％）
オミクス計測	（11％）
微生物	（31％）
MSイメージング	（ 3％）
その他	（ 2％）

認定要件の骨子は、
1）日本医用マススペクトル学会員であること。
2）講習会を受講し、同時に行われる試験に合格すること。
3）合格後、「医用質量分析認定士申請」に従って、所定の申請書類を整え、申請を行う。
4）認定期間は、5年とし更新制となっている。

詳しくは日本医用マススペクトル学会医用質量分析認定士規程を参照すること。

医用質量分析認定士取得者351名（令和2年8月末現在）

一般社団法人日本医用マススペクトル学会医用質量分析認定士制度規程

(名称と目的)
第1条
認定制度の名称は一般社団法人日本医用マススペクトル学会医用質量分析認定士制度(以下本制度)とする。
第2条
本制度は質量分析技術の医療応用に従事することができる人材の育成と臨床検査法としての質量分析技術の普及およびその標準化を推進し、国民の健康と科学技術の発展に寄与することを目的とする。
第3条
本制度は先天代謝異常症の診断、医薬品の TDM, 薬物中毒診断、臨床化学、臨床微生物等、質量分析技術の医療応用に従事する者および従事予定の卒業見込み者を対象とする。

(制度の運用)
第4条
本制度の運用は一般社団法人日本医用マススペクトル学会医用質量分析認定士制度委員会が行う。本制度委員会に加えて、一般社団法人日本医用マススペクトル学会医用質量分析認定士制度実行委員会を置くことができる。(認定基準)
第5条
本制度の認定基準は以下の通りとする。
1 新規の認定要件
1)一般社団法人日本医用マススペクトル学会会員であること。
2)一般社団法人日本医用マススペクトル学会主催の医用質量分析認定士講習会に参加し、試験に合格すること。
2 認定・審査料は 20,000 円 とする。ただし、いかなる理由でも返金しない。

(認定の更新と更新要件)
第6条
本制度における認定の更新は以下の基準により行う。
1 更新は5年毎、取得または更新後4年を経過した所定の時期に申請可
2 更新要件は以下の通りとする。
＊5年間の間に、学術集会(年会)に2回以上参加し、うち少なくとも1回については発表があること。共同演者も含めるが、支部会のみの発表の場合は2回とする。
3 認定更新・審査料は 20,000 円とする。ただし、いかなる理由でも返金しない。

(認定の取り消し)
第7条
一般社団法人日本医用マススペクトル学会医用質量分析認定士は、次の各号の事由によりその資格を取り消される。
1 認定の更新申請が行われなかったとき
2 一般社団法人日本医用マススペクトル学会医用質量分析認定士としてふさわしくない行為があったとき
第8条
前条第2項の判定は制度委員会が審議に基づきこれを行い、理事会の承認を得て決定される。(雑則)
第9条
本規程の改廃は理事会の承認を受けなければならない。第10条本規程を施行するため、別に細則を定める。

附則
1 本規程は、平成 25 年 9 月 26 日から施行する。
附則
1 本規程は、平成 27 年 9 月 17 日から施行する。
2 本規程は、平成 30 年 9 月 6 日から改訂・施行する。

医用質量分析認定士申請について

学会ホームページ内の申請書をダウンロードして頂き、下記振込先へ認定・審査料 20,000 円をお振込みの上、申請下さいます様お願い申し上げます。

≪振込先≫

ゆうちょ銀行 振替口座 00890-1-122387 日本医用マススペクトル学会

※通信欄に「医用質量分析認定士」と記載して下さい。

≪申請条件≫

1. 日本医用マススペクトル学会会員であること。
2. 日本医用マススペクトル学会主催の「医用質量分析認定士講習会」に参加し、認定試験に合格すること。

認定試験合格者は、JSBMS Letters Vol.45 No.3 に掲載予定

≪申請書類≫

1. 日本医用マススペクトル学会医用質量分析認定士認定審査申請書(様式 1(新規)
2. 日本医用マススペクトル学会医用質量分析認定士講習会参加証(様式 2(新規)

≪申請書類受付期間≫

2020年12 月 1 日～2021年 1 月 5 日必着

≪書類送付先≫

〒162-0801 東京都新宿区山吹町 358-5 アカデミーセンター 日本医用マススペクトル学会 会員窓口

参考資料

・マススペクトロメトリー関係用語集（WWW版）
（日本質量分析学会：http://www.mssj.jp/index.html）

・現代質量分析学ー基礎原理から応用研究まで
（高山光男、早川滋雄、瀧浪欣彦、和田芳直　編、化学同人、2013）

・これならわかるマススペクトロメトリー
（志田保夫、笠間健嗣、黒野定、高山光男、高橋利枝　著、化学同人、2007）

・「医用質量分析ガイドブック」（丹羽利充、野村文夫　編、2013）

・「医用質量分析学テキスト」（丹羽利充、中西豊文　編集主幹、2019）